

Ⅱ 令和８年度和歌山県立高等学校入学者選抜 (通信制課程) 実施要項

1 設置校

通信制課程を設置する県立高等学校は、次のとおりである。

- ・和歌山県立伊都中央高等学校
〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 5 5 8
- ・和歌山県立きのくに青雲高等学校
〒640-8137 和歌山市吹上五丁目 6 - 8
- ・和歌山県立南紀高等学校
〒646-0024 田辺市学園 1 - 8 8
- ・和歌山県立新宮高等学校
〒647-0044 新宮市神倉三丁目 2 - 3 9

2 出願資格

出願することができる者は、和歌山県内に住所を有する者もしくは勤務地が和歌山県内にある者又はその他特別の事由により志願先の高等学校長が適当と認める者とし、かつ、次のいずれかに該当するものとする。ただし、科目履修生として特定の科目を履修しようとする者は、次に掲げる者以外のものであっても、相当年齢に達しており、志願先の高等学校長が該当科目を履修することができると認めたときは、当該高等学校に出願することができる。

- (1) 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業又は令和８年３月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了（以下「卒業」に含める。）又は令和８年３月修了見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における９年の課程を修了又は修了見込みの者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了又は修了見込みの者
- (5) 旧青年学校本科第１学年又は旧中等学校第３学年を修了した者、その他文部科学大臣の指定した者
- (6) 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された生徒で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) 出願先の高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校で受け付ける。ただし、出願にあたっては、志願先の高等学校に電話等で問い合わせ、必ず事前説明を受けること。

令和８年３月３日（火）から 令和８年３月31日（火）まで （土曜日、日曜日、祝日は除く。）	午前９時から午後３時まで
---	--------------

郵送の場合は、「通信制課程出願」と明記したうえ、「書留」とし、令和８年３月３日（火）から令和８年３月31日（火）までの消印のあるものに限る。

なお、出願先の高等学校長がやむを得ないと認めた場合は、令和 8 年 4 月 6 日（月）まで出願を受け付けることができる。

4 出願手続

入学志願者は、次の書類等を志願先の高等学校長に提出すること。ただし、令和 8 年 3 月中学校卒業見込みの者は、在学する中学校長を経て、提出すること。

- (1) 入学願（別記第 1 号様式）
- (2) 令和 8 年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書（以下「調査書」という。）（別記第 2 号様式）
令和 2 年 3 月以前の中学校卒業者については、調査書に代えて中学校卒業証明書を提出すること。

5 入学者の選抜

- (1) 出願者は、出願先高等学校長が実施する面接等を受けるものとする。なお、面接等の日時等については、出願先高等学校長が指定する。
- (2) 高等学校長は、中学校長から提出された調査書等（又はこれに相当する書類）及び面接等の結果を総合して、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行うこと。

6 合格者の発表

令和 8 年 4 月 7 日（火）まで（第 3 項なお書きにより出願した者については、出願受付後 10 日以内）に受検者に対し通知書を発送する。

7 入学資格認定検査

第 2 項第 7 号に該当する旨の認定については、令和 8 年 3 月 10 日（火）に志願先の高等学校で行う。受検希望者は、令和 8 年 3 月 2 日（月）正午までに、志願先の高等学校長に願い出ること。

8 実施上の留意事項

- (1) 中学校長は、合格者の生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和 8 年 4 月 10 日（金）までに、進学先の高等学校長に提出すること。
- (2) 令和 8 年 3 月中学校卒業見込みの者以外の合格者は、和歌山県立高等学校入学者健康診断票（別記第 3 号様式）を令和 8 年 4 月 14 日（火）までに、進学先の高等学校長に提出すること。（令和 8 年 1 月 1 日以降に受診したものとする。）
- (3) 前各項のほか、入学者選抜に関し必要な事項は、出願先の高等学校長の定めるところによる。